

奈良県選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、曾爾村選挙管理委員会から報告があった。

平成二十三年九月二十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名 称	所 在 地
曾爾村ふれあいホール	宇陀郡曾爾村大字塩井一〇〇四